

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名	国際交流協会補助金						所管課	社会教育課
予算費目	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費	事業	社会教育事務事業費
	節	負担金、補助及び交付金	細節	補助金	細々節	国際交流協会補助金		
総合計画	基本方針	3	一人ひとりが認め合い_力を発揮できるまちづくり			政策分野	6	共生
	施策	2	国際交流・多文化共生			主な取組	I	国際交流の推進
交付開始年度	平成19年度		継続年数	18年		終了・見直し（予定）年度		令和8年度
法令・例規等	根拠法令							
	要綱名	木津川市社会教育関係団体事業補助金交付要綱						
分 類	事業費補助（奨励事業補助）			団体等が自主的に実施する公益性の高い事業に対して補助するもの				
目 的	住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与する。							
内 容	国際交流協会が実施する友好都市サンタモニカ市間の中学生海外派遣事業と中高生受け入れ事業、高校生交換事業、市内外国人住民への支援として日本語教室、日本語教授法、その他国際交流事業等を対象に補助金を交付。							
補助率の設定	定率補助	補助率	対象経費の10/10			上限額	—	

ガイドライン対象	対象	対象外の理由	
----------	----	--------	--

●補助金等の状況

予算（要求）額		令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
		5, 128, 000円	前年度比	5, 099, 000円	前年度比	5, 186, 000円	前年度比
財源	特定財源	128, 000円		99, 000円	77%	186, 000円	188%
	一般財源	5, 000, 000円		5, 000, 000円	100%	5, 186, 000円	104%
	特定財源率（％）	2%		2%	78%	4%	185%
	補助対象事業費（見込）		6, 439, 296円		6, 501, 979円	101%	
補助金額（見込）		3, 907, 696円		3, 793, 082円	97%		
補助率（％）		61%		58%	96%		
補助の実績（予定）		友好都市サンタモニカ市間の中学生海外派遣事業と中高生受け入れ事業、高校生交換事業、その他国際交流事業等の実施を補助した。		友好都市サンタモニカ市間の中学生海外派遣事業と中高生受け入れ事業、高校生交換事業、その他国際交流事業等の実施を補助した。		友好都市サンタモニカ市間の中学生海外派遣事業と中高生受け入れ事業、高校生交換事業、その他国際交流事業等の実施を補助する。	
※団体運営費補助のみ	交付先団体における年間予算額						
	補助金の占める割合						
	令和6年度の交付先団体における繰越金						
	補助金と繰越金の割合対比						

●成果指標・目標

成果指標			
国際交流イベント参加者数			
実績・目標値	令和6年度【実績値】	令和7年度【実績値】	令和8年度【目標値】
	80	129	140

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか	○	
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか	○	
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか	○	
	所期の目的を達成しているものではないか	○	
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げたか	○	
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か	○	
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか	○	
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか	○	
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か	○	
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか	○	
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか	○	
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか	○	

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	○	
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である	□	国際交流、多文化共生の推進を図るため、対象経費の10/10を補助している。
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	△	要綱に対象経費及び概算払いが明記されていないため、令和7年度中に要綱を改正し、令和8年度から施行する。
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	△	要綱に対象経費及び概算払いが明記されていないため、令和7年度中に要綱を改正し、令和8年度から施行する。
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	—	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	—	

●今後の方向性

方向性	☐ 現行のまま継続 ☒ 見直し継続 ☐ 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由	要綱に対象経費及び概算払いが明記されていないため、令和7年度中に要綱を改正し、令和8年度から施行する。	
見直し・廃止の時期	令和7年度	